

制度開始に向けた市区町村事務について
～市区町村向け説明資料のご紹介～



Contents

1 後期高齢者医療イベントスケジュール

- 1.1 制度施行までの主なイベントスケジュール**
 - 1.2 保険料凍結（軽減措置）**
 - 1.3 制度施行時の主なイベントスケジュール**
-

2 標準システム対応について

- 2.1 準備作業**
 - 2.2 資格管理業務**
 - 2.3 賦課業務**
 - 2.4 収納業務**
 - 2.5 給付業務**
-

3 市区町村システム対応について

- 3.1 徴収業務**
 - 3.2 収納業務**
-

4 その他

- 4.1 外字文字管理**
- 4.2 高額合算管理**

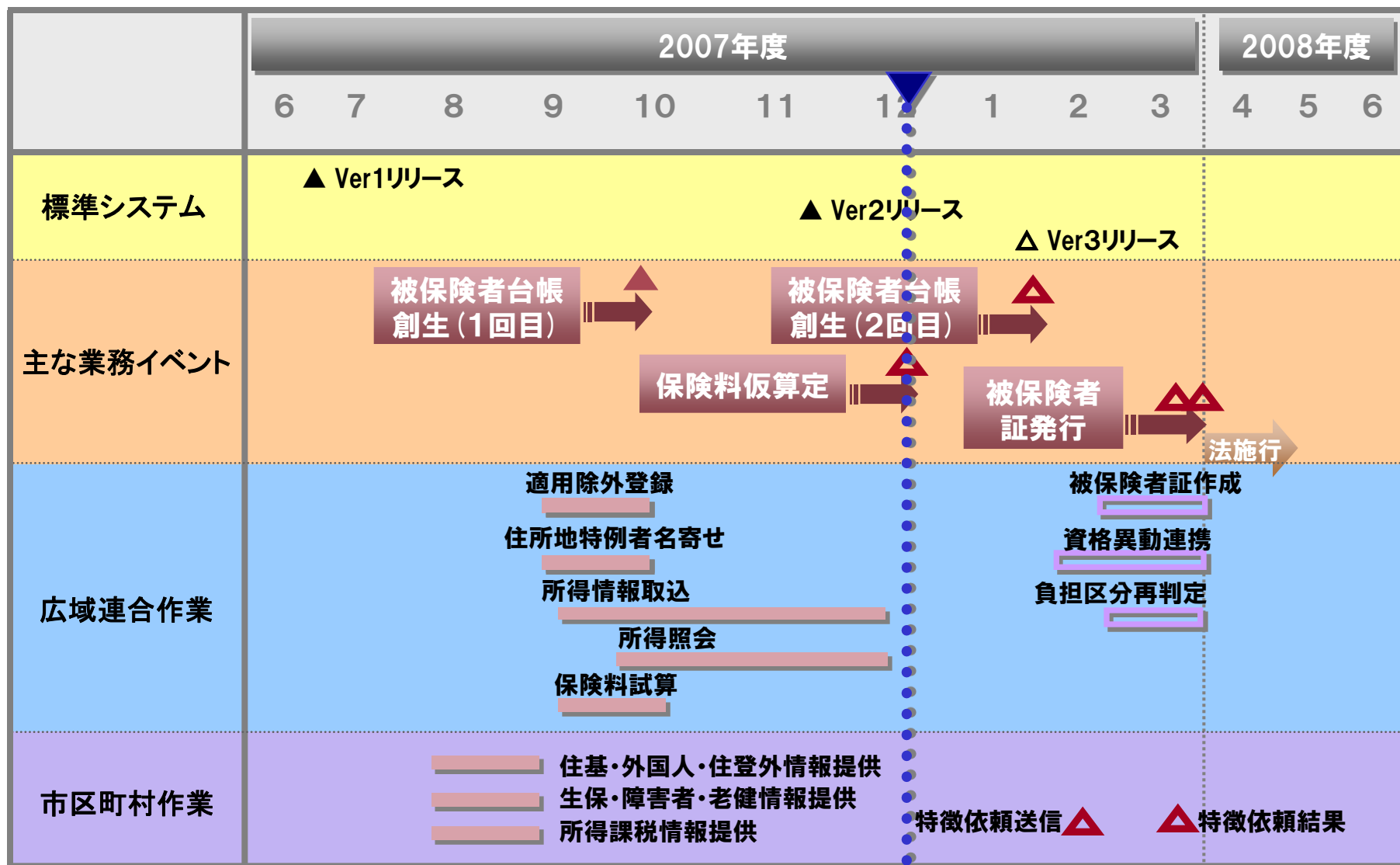
1. 1 制度施行までの主なイベントスケジュール

1. 2 保険料凍結（軽減措置）

1. 3 制度開始時の主なイベントスケジュール

1.1

制度施行までの主なイベントスケジュール



1.2 保険料凍結（軽減措置）

（1）負担凍結のポイント

軽減の内容

制度開始6ヶ月間：保険料凍結
制度開始6ヶ月後：保険料※ 9割軽減（1割負担）

- ・「被用者保険の被扶養者に対する保険料軽減措置」である。
- ・保険料※とはこの期間（半年間）の徴収額を意味する。

特徴（仮算定）

国保・国保組合に加入している被保険者のみ

- ・被用者保険の被扶養者の特定を行う必要があるが、11月末時点では特定が不可能なため、国保・国保組合の加入者に限り特徴（仮算定）の対象者とする。

軽減対象者の特定

2008年4月に軽減対象者の情報を入手し、
名寄せ／特定

- ・被用者保険の医療保険者から被扶養者（被用者保険の資格喪失者）の情報を4月（20日前後）に入手し、保険料軽減者を最終特定する。

1.2

保険料凍結（軽減措置）

（２）医療保険加入区分毎の徴収イメージ（制度開始時有効資格者）

徴収パターン		2007年度	2008年度												備考	
		 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
国保・国保組合	特徴者		特徴(仮徴収)			特徴(本徴収)									国保・国保組合 対象者の低所得者 (被扶養者相当)の 半年間の保険料を100 とすると... 10	
	普徴者		(1期)	(2期)	(3期)	(1期)	(2期)	(3期)								
被用者保険	特徴者 (本人)															
	普徴者 (本人)															
	特徴者 (被扶養者)															
	普徴者 (被扶養者)															
			負担凍結(徴収無し)			保険料9割軽減										
			普徴(本徴収)			特徴(本徴収)										
			普徴(本徴収)			普徴(本徴収)										
			普徴(本徴収)			普徴(本徴収)										
			普徴(本徴収)			普徴(本徴収)										
			普徴(本徴収)			普徴(本徴収)										

（３）負担凍結における問題点

特徴対象者の判定問題

老人保健情報から国保・国保組合加入者を判定するが、この情報から正確に把握できるか？

（問題）：老人保健情報の加入保険者番号について、番号不明によりゼロがセットされているなどデータに不備がある場合、把握率が低下し特徴対象者が減少する可能性がある。

システムの改修問題

標準システム及び市区町村システム（徴収業務）の見直し・改修作業が制度開始までに間に合うか？

（問題）：予定している導入作業に加え市区町村システム（徴収業務）では、システムの改修作業、関係機関（金融機関・印刷業者）との確認テストが増えてしまう。

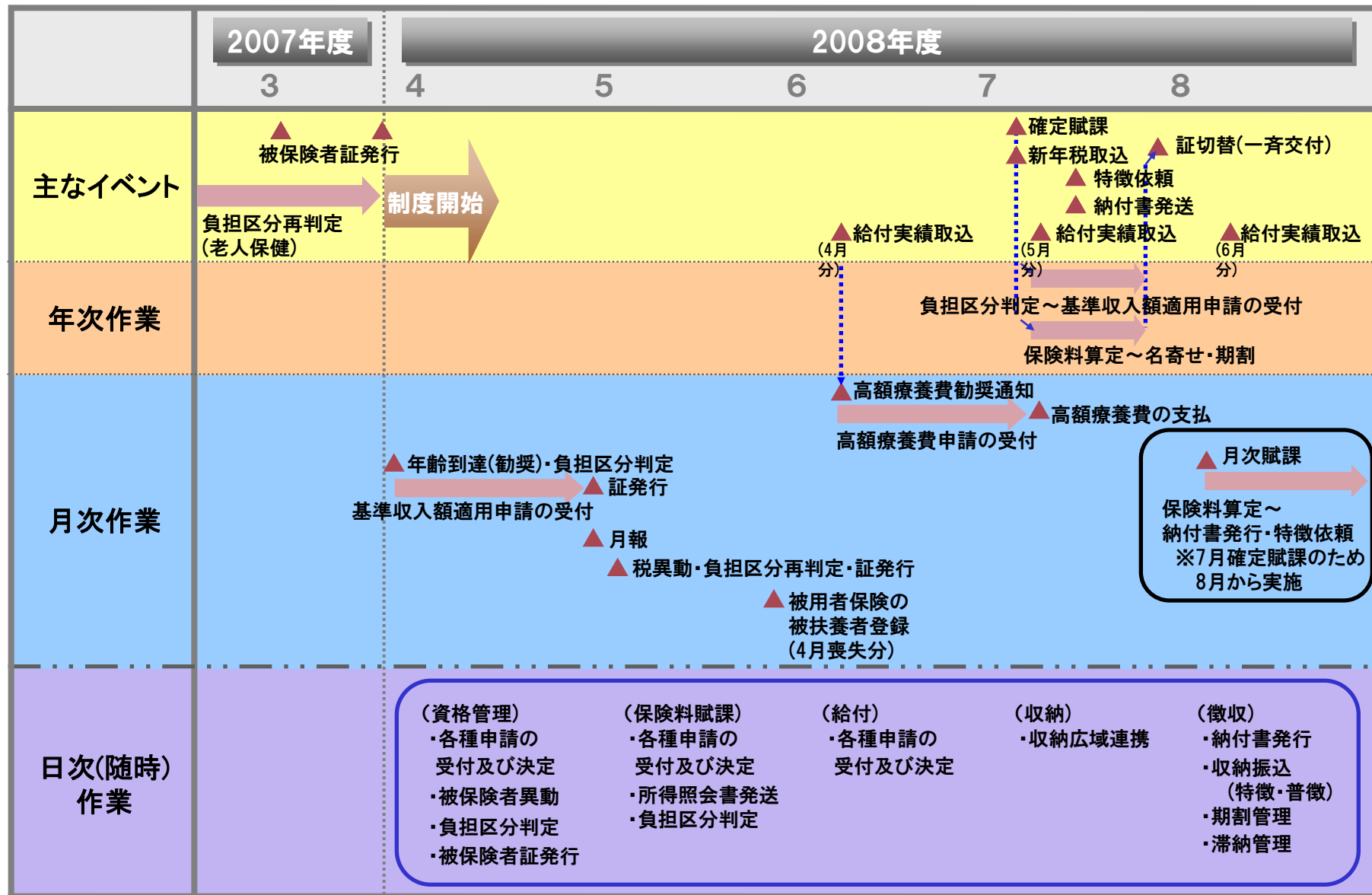
運用上の問題

賦課・徴収運用パターンが多数存在するが、運用を標準化し混乱が無く運用できるか？

（問題）：年度途中の年齢到達者も考慮した上で、遅れて（加入保険資格喪失後約1ヶ月）提供される被扶養者情報を元に広域と市区町村で複雑な運用パターンに対応する必要がある。

1. 3

制度開始時の主なイベントスケジュール



2. 1 準備作業

2. 2 資格管理業務

2. 3 賦課業務

2. 4 収納業務

2. 5 給付業務

2. 1

準備作業

(1) 準備する主なI/Fデータ

No	業務	データ内容	データ作成概要
1	資格管理業務	住民基本台帳情報	対象者(※)の住民情報を入手し、広域連合に送付 ※年齢到達により被保険者となる住民及び 世帯構成員、並びに、既に被保険者となっ ている住民及び世帯構成員の情報(世帯単位)
2		外国人登録情報	
3		住登外登録情報	
4		生活保護受給者情報	生活保護の受給者情報を入手し、広域連合に送付
5		老人保健情報	老人保健制度の受給者情報を入手し、広域連合に送付
6	賦課業務	所得・課税情報	対象者の所得・課税情報を入手し、広域連合に送付
7	給付業務	高額該当情報	老人保健高額医療該当情報を入手し、広域連合に送付
8	収納	期割情報	実施した期割保険料の情報
9		収納情報	収納および還付した保険料の情報
10		滞納者情報	保険料滞納者の情報
11	共通	残存外字情報	残存外字文字のイメージ情報など

次に準備作業における作業上の
ポイントについてご説明いたします



2. 1

準備作業

(2)-1 準備作業におけるポイント(資格管理業務)

■ポイント1

2回目の台帳創生
におけるデータの
取扱い

2回目のデータは、1回目と同じ条件で最新情報
を送ります。データの取扱いは以下の通りです。

1回目:○(有) 2回目:○(有) ...2回目で上書き(被保険者番号は継続)
1回目:○(有) 2回目:×(無) ...2回目で消除
1回目:×(無) 2回目:○(有) ...2回目で取得

■ポイント2

負担区分の取扱い

2008年3月1日年齢到達者までは、老人保健
制度の負担区分を引き継ぎます。

2008年3月2日以降の年齢到達者は、後期高齢
者医療の所得情報で負担区分を判定します。

■ポイント3

異動連携開始に伴う
抽出年齢条件の変更

制度施行後の年齢到達処理の準備期間を考慮し、
異動連携情報の抽出条件の変更が必要です。
(例)

75歳→74歳 9ヶ月

2. 1

準備作業

(2)-2 準備作業におけるポイント(賦課業務)

■ポイント1

送付済の所得情報に
変更が生じた場合の
取扱い

送付済の所得情報に変更が生じた場合は、
変更発生時点で居住していない場合でも所得
情報を送付する必要があります。

■ポイント2

保険料凍結対象者
の凍結期間中の期割
(市区町村システムの注意事項)

保険料凍結の対象者に対し、納期が2008年9月
以前の期割を行なうことはできません。
確定賦課の保険料情報は、凍結期間を考慮した
年間保険料を算出し送付しますが、市区町村
システムの期割処理について考慮が必要です。

2. 1

準備作業

(2)-3 準備作業におけるポイント(収納業務)

※制度施行後のポイントです。

■ポイント1

期割情報を変更する場合の注意点

保険料変更等により期割に変更が生じた場合、既に収納済の期割情報など変更のない期割情報も含めて送付が必要です。

■ポイント2

収納済の期を充当元とする場合の注意点

保険料収納済の期から他の期に充当する場合、充当元の情報を還付情報として充当先の情報を納付情報として作成します。

■ポイント3

滞納基準の取決め

システム仕様書では、滞納者の基準を「納期限後一定期間を経過しても未納状態の者」と記述していますが、広域連合毎で取扱いが異なる可能性がありますので確認が必要です。

2. 1

準備作業

(2)-4 準備作業におけるポイント(給付業務)

■ポイント1

高額該当情報の作成
対象期間

老人保健制度の受給者情報は、2008年4月以降の後期高齢の高額療養に関わる多数回判定に用いる情報となりますので、2007年5月から2008年3月までの11ヶ月の情報が必要です。

■ポイント2

高額該当情報の作成
対象者

多数回判定に関わる負担限度額が変わる可能性のある被保険者は現役並み所得者ですが、それ以外の方でも所得更正等により現役並み所得者となる可能性があるため、所得額に関係無く高額該当情報が必要です。

■ポイント3

高額医療の支給申請
実績の判定方法

老人保健制度における高額医療支給申請の実績を継続します。申請の実績は高額医療該当情報、及び老人保健の口座情報が設定されている方です。

2.2

資格管理業務

(1) 市区町村における今後の主な業務イベント

No	業務イベント	作業概要
1	転入に伴う被保険者証の即時発行	被保険者情報、負担区分等を登録し、被保険者証を発行
2	広域内転居に伴う被保険者情報継承	広域内転居の際、転入転出異動者の中から市区町村間の異動を確認し、同一人の情報を登録
3	基準収入額適用申請等の受付	申請を受け付け、負担区分の判定を行い、被保険者証を発行
4	短期被保険者証、資格証明書の発行 (滞納者の来庁対応)	滞納者の被保険者証(又は短期被保険者証)の返還を受け付け、短期被保険者証(又は資格証明書)を発行
5	各種情報の照会	住基、被保険者、適用除外等を照会
6	資格取得の登録	年齢到達、障害認定、生保廃止等により資格を取得
7	資格変更の登録	住所、氏名、外国人帰化等の資格の変更情報を入力
8	資格喪失の登録	転出、死亡、生保受給等により資格を喪失
9	適用除外等の登録	他広域住所地特例者、生保受給、施設入所等の適用除外の要件を入力
10	被用者保険の被扶養者情報の登録	保険料算定(被用者保険の被扶養者)の情報を入力
11	その他各種申請に対する窓口対応	一部負担金減免等申請他の各種申請書の出力、及び、受付

代表的な業務イベント**No1**から**3**について、
事務の流れでご説明いたします

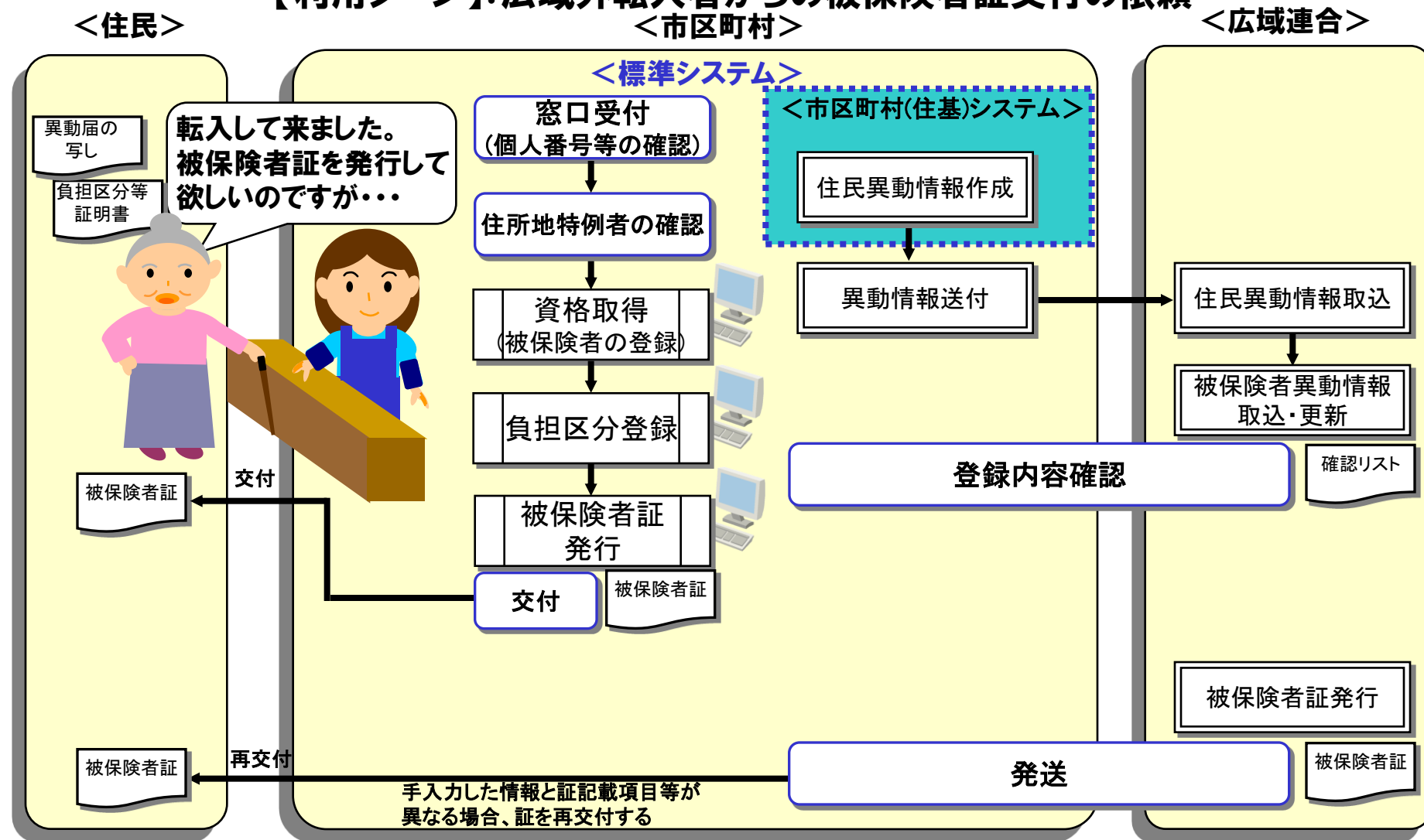


2.2

資格管理業務

(2)-1 「被保険者証の即時発行」

【利用シーン】: 広域外転入者からの被保険者証交付の依頼



2.2

資格管理業務

(2)-1 「被保険者証の即時発行」

【業務作業上のポイント】

■ポイント1

転入元市区町村の
確認

転入申請の受付時には転入元市区町村を確認します。広域内市区町村からの転入者であれば資格変更となりますが、広域外からの転入者であれば資格取得となります。

■ポイント2

自動チェックによる
被保険者証の再発行

被保険者証出力後に転入情報が異動データとして送付されてきた際、既に画面から登録した情報と証記載項目に差異が生じた場合は、自動(バッチ)で被保険者証を発行します。

■ポイント3

障害認定者(65～74歳)
の被保険者に対する
住民情報の取扱い
(市区町村システムの注意事項)

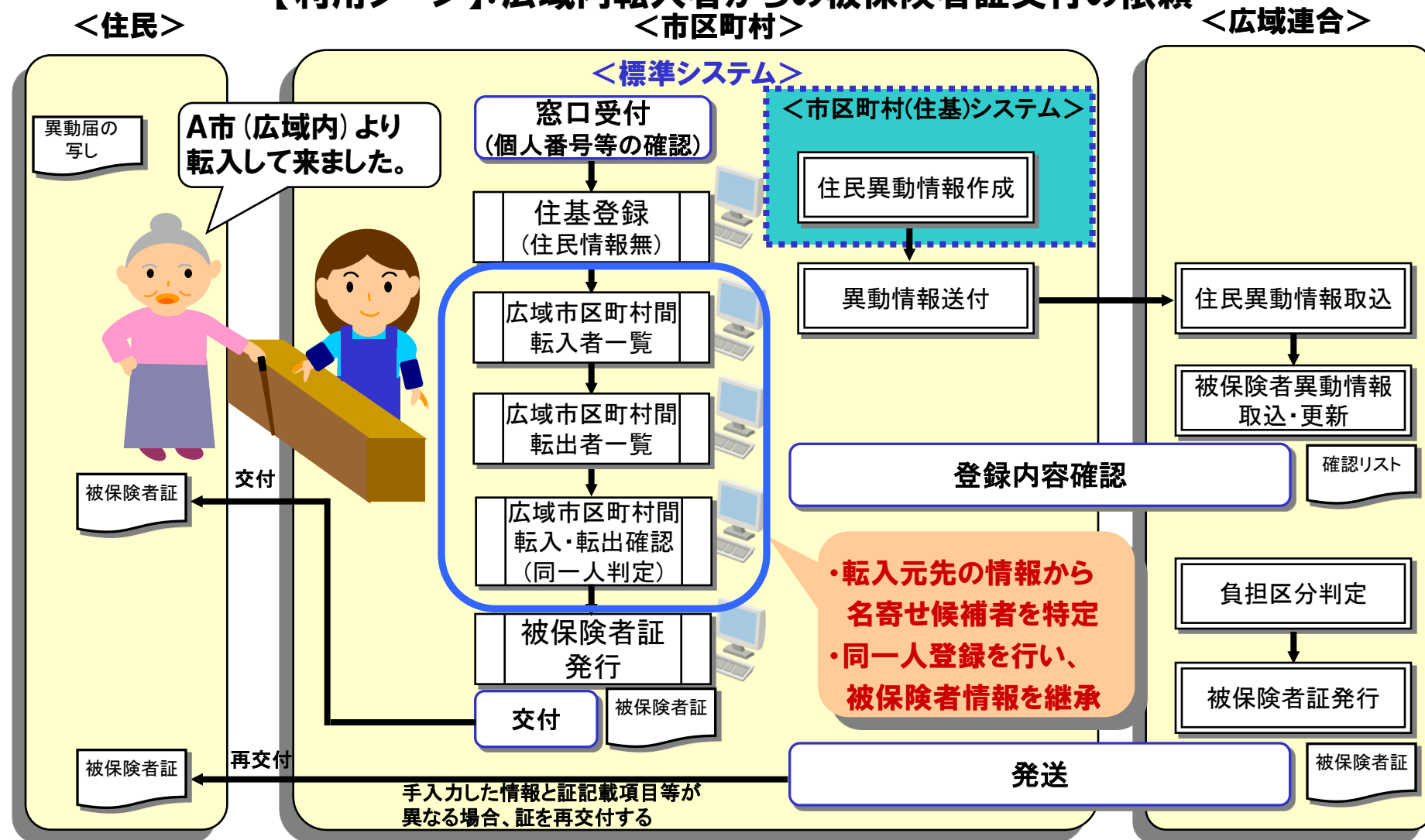
市区町村システムでは75歳以上の被保険者について住民情報を広域連合に送付することになっていると思います。障害認定者(65～74歳)の被保険者についても住民情報を送付する必要がありますので注意が必要です。

2.2

資格管理業務

(2)-2 「広域内転居時の被保険者情報継承」

【利用シーン】: 広域内転入者からの被保険者証交付の依頼



2.2

資格管理業務

(2)-2 「広域内転居時の被保険者情報継承」

【画面操作サンプル】

KA05S001: 広域市区町村間転入異動者一覧 - Windows Internet Explorer

http://192.168.229/KoukiV1/KoukiV1_year/KA05S002EventAction.do

中央県後期高齢者医療広域連合電算処理システム

処理選択 業務選択 ログイン 広域 太閤 Ver2.0 ログアウト

処理名称: 広域市区町村間転入異動者一覧

転入者検索条件

氏名カナ 性別 生年月日 異動年月日

個人番号 4444444444444444 個人区分 地方公共団体コード 転入者検索

選択	氏名	性別	生年月日	異動年月日	異動事由
更新可	後期太郎	男	昭和07年01月27日	平成20年03月04日	123456

① 転入者の中から
対象者を特定し
転出異動者画面へ

【市区町村間転入異動者一
覧】

KA05S003: 広域市区町村間転入・転出異動者一覧確認 - Windows Internet Explorer

http://192.168.229/KoukiV1/KoukiV1_year/KA05S002EventAction.do

中央県後期高齢者医療広域連合電算処理システム

処理選択 業務選択 ログイン 広域 太閤 Ver2.0 ログアウト

処理名称: 広域市区町村間転入・転出異動者一覧確認

転入	No.	氏名カナ	性別	生年月日	個人番号	個人区分
更新可	1	ゴウキタロウ	男	昭和07年01月27日	4444444444444444	注基
更新可	1	ゴウキタロウ	男	昭和07年01月27日	1111111111111111	注基

③ 同一人判定の登録
(被保険者情報を継承)

【市区町村間転入・転出
異動者一覧確認】

KA05S002: 広域市区町村間転出異動者一覧 - Windows Internet Explorer

http://192.168.229/KoukiV1/KoukiV1_year/KA05S002EventAction.do

中央県後期高齢者医療広域連合電算処理システム

処理選択 業務選択 ログイン 広域 太閤 Ver2.0 ログアウト

処理名称: 広域市区町村間転出異動者一覧

転出者検索条件

氏名カナ 性別 生年月日 異動年月日 被保険者番号

個人番号 個人区分 地方公共団体コード 検索対象 個人異動情報 転出者検索

選択	氏名	性別	生年月日	異動年月日	異動事由
更新可	後期太郎	男	昭和07年01月27日	平成20年03月04日	転出

② 転出者の中から対象者を
特定し同一人判定登録画面へ

【市区町村間転出異動者一覧】

(2)-2 「広域内転居時の被保険者情報継承」

【業務作業上のポイント】

■ポイント1

広域内転居者の
住民情報が確認
出来ない場合

転入異動者の確認画面にて証交付申請者の住民情報が確認出来ない場合は、住基登録画面にて住民情報を作成します。この情報と転入前の情報を結び付けて被保険者の情報を継承します。

■ポイント2

転入元の住民情報
(転出)の確認

転入元の異動情報に証交付申請者の転出情報を確認します。転出情報がある場合、この情報と転入先の住民情報を結び付けることで被保険者の情報を継承します。異動情報が無い場合、検索機能を使用し情報を呼び出して結び付けます。

2.2

資格管理業務

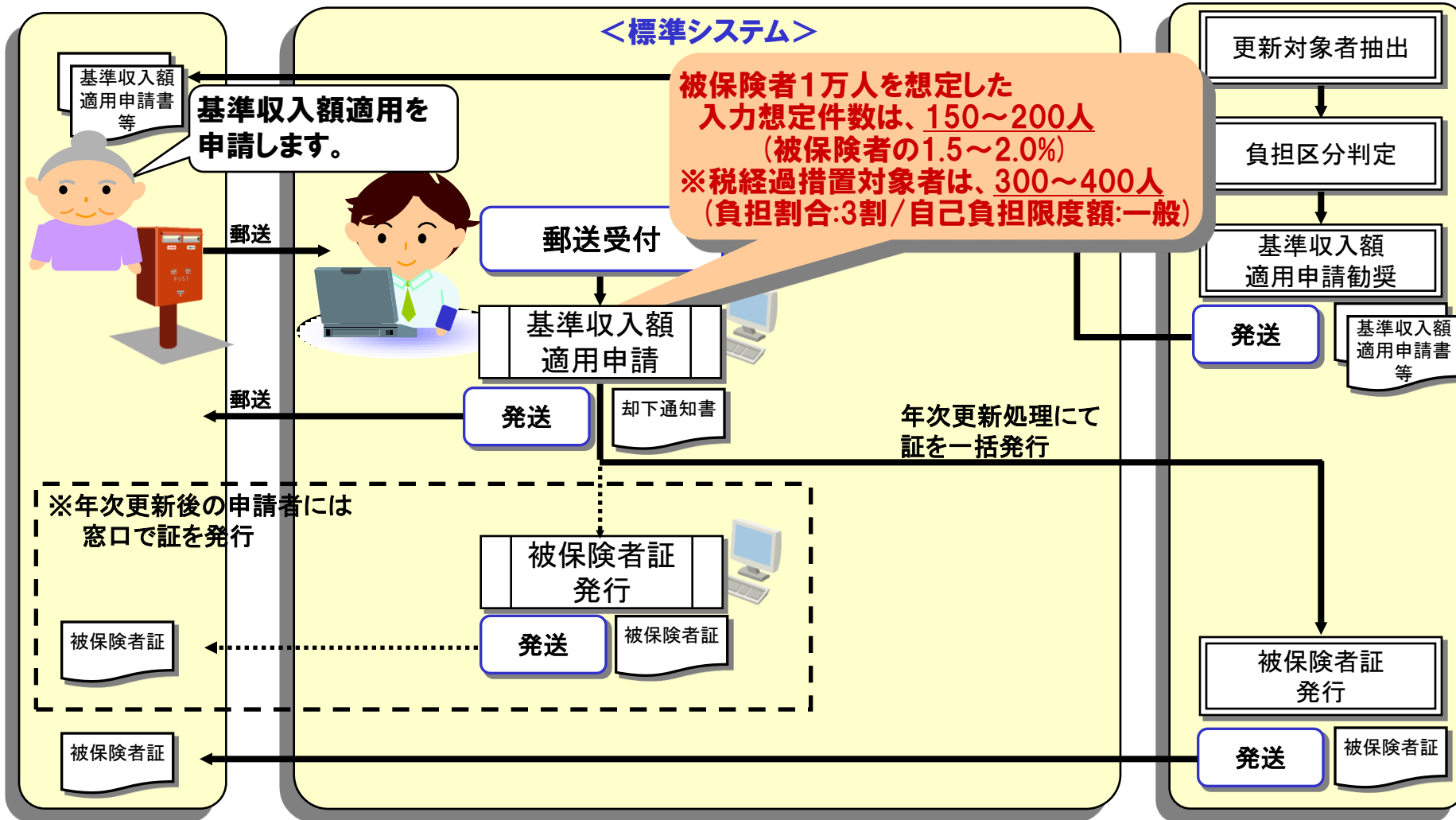
(2)-3 「基準収入額適用申請の受付」

【利用シーン】: 年次更新処理

<市区町村>

<広域連合>

<標準システム>



2. 2

資格管理業務

(2)-3 「基準収入額適用申請の受付」

【業務作業上のポイント】

■ポイント1
年齢到達予定者の
基準収入額適用申請
対象件数

年齢到達予定者(月次)の中で、基準収入額適用申請の対象者に対し同申請書を発行します。被保険者1万人の市区町村における一ヶ月当たりの対象者件数は10人程度と推測しています。

■ポイント2
基準収入額適用申請
の入力件数の繁忙期

年次更新処理と年齢到達予定者処理の重なる時期(7月想定)は、受付入力作業が集中します。また、年次更新者と年齢到達予定者では入力作業の流れが異なりますので注意が必要です。

■ポイント3
基準収入額適用申請
の対象者の条件

所得・課税情報の年金収入額と給与収入額について、抽出範囲の条件を指定して抽出します。広域連合にて取決めシステムに設定しますので、この条件について確認が必要です。

(1) 市区町村における今後の主な業務イベント

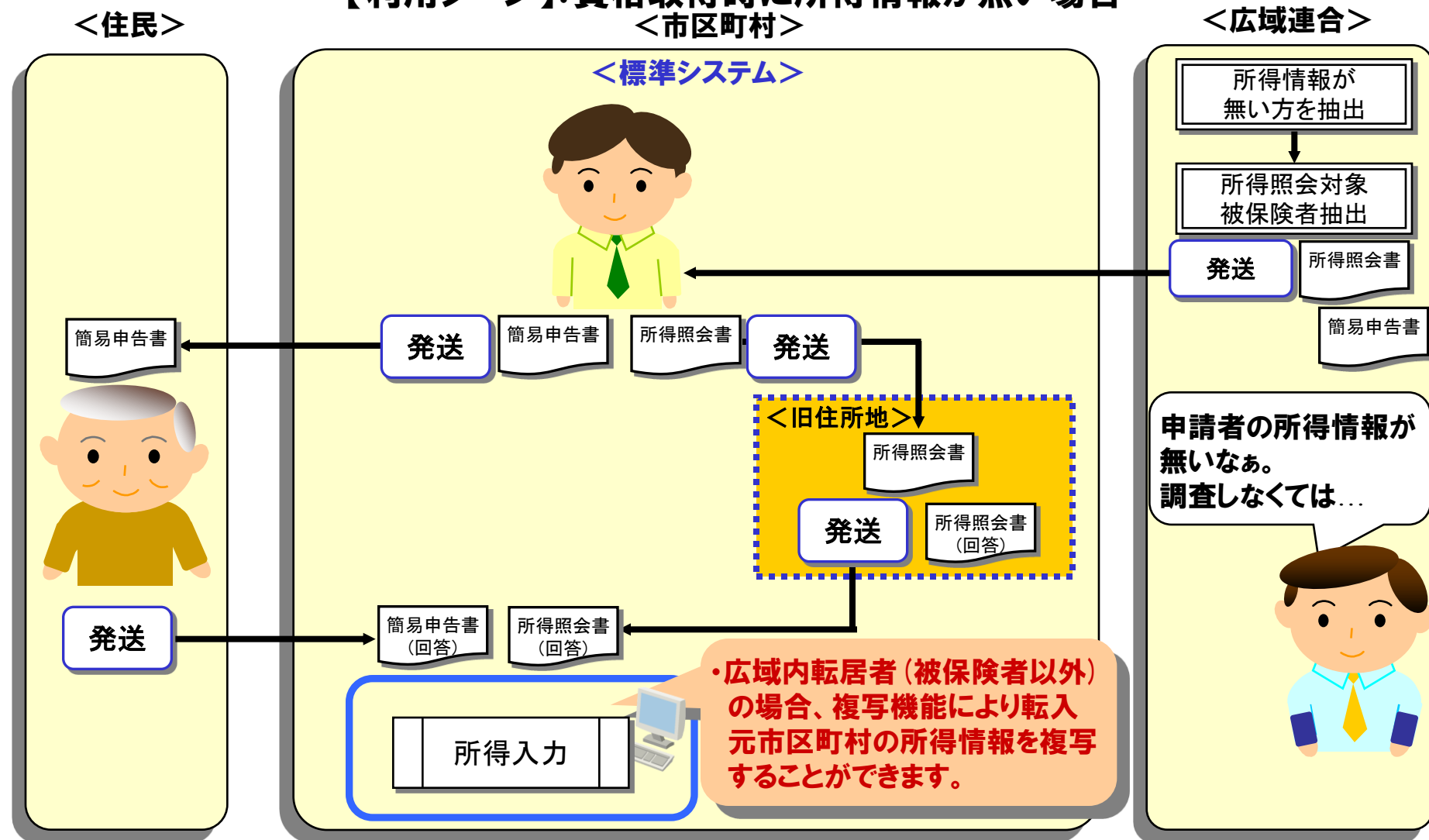
No	業務イベント	作業概要
1	所得情報未登録者(未申告者、前住地照会者)の申告情報登録	簡易申告書の発行、及び、簡易申告や所得照会の回答に伴う所得情報登録や修正
2	転出時等、仮の清算額を算出	(資格を喪失していない時点で)転出日／転居日を入力し仮の清算額を算出
3	保険料減免申請に対する窓口対応	減免申請書の出力、及び、入力(決定/却下/取消通知出力)
4	保険料額に対する問合せ対応	被保険者単位での賦課情報照会や保険料台帳の出力、賦課決定通知書など各種通知書の発行
5	所得情報に異動が発生した場合の保険料即時更正	所得情報未登録者(未申告者、前住地照会者)の情報登録や、死亡が確認された場合等、即時に保険料を更正
6	転入時等、仮の保険料額を算出	被保険者単位に資格情報・所得情報を入力し、保険料額を算出
7	広域内異動に伴う被保険者の所得情報継承	広域内転居の際、所得照会者の中から市区町村間異動を確認し、同一人の情報を登録

代表的な業務イベント**No1から3**について、
事務の流れでご説明いたします



(2)-1 「所得情報未登録者の申告情報登録」

【利用シーン】: 資格取得時に所得情報が無い場合



2.3

賦課業務

(2)-1 「所得情報未登録者の申告情報登録」 【画面操作サンプル】

KB01S010: 所得入力 - Windows Internet Explorer

http://localhost:8080/Kouki_KB_V3/KBZ0S010EventAction.do

中央県後期高齢者医療広域連合電算処理システム

処理選択 業務選択 ログアウト

ログイン [広域 太郎] Ver1.0

処理名称: 所得入力 00000001 中央市

コウキ タロウ 被保険者番号 00012013 性別 男 生年月日 昭和08年03月31日 個人検索

後期 太郎 現住所 中央県中央市中央1丁目1番1号

相当年度 平成20年度 地方公共団体コード 111111 個人番号 1000000000047003 個人区分 住基

氏名 後期 太郎 性別 男 生年月日 昭和08年03月31日

所得情報 (1 / 1 頁) 総合 分類 損失 複写

確認欄	入力欄	確認欄	入力欄
旧ただし書所得	0	減額対象所得	
一部負担割合判定所得	0	低1低2判定所得	
所得種類	未申告	課税非課税区分	不明
申告	申告無	住民税課税標準額	
経過措置区分	非該当		
総合 top			
公的年金収入額	0	公的年金所得額	
給与収入額	0	給与所得額	
給与等従事収入額	0	農業所得額	
営業所得額	0	不動産所得額	
専従者給与(控除)額	0	利子所得額	

申告書 複写 確認

ページが表示されました

画面を下にスクロールすると
その他入力項目が現れます。

KB01S010: 所得入力 - Windows Internet Explorer

http://localhost:8080/Kouki_KB_V3/KBZ0S010EventAction.do

中央県後期高齢者医療広域連合電算処理システム

処理選択 業務選択 ログアウト

ログイン [広域 太郎] Ver1.0

処理名称: 所得入力 00000001 中央市

コウキ タロウ 被保険者番号 00012013 性別 男 生年月日 昭和08年03月31日 個人検索

後期 太郎 現住所 中央県中央市中央1丁目1番1号

相当年度 平成20年度 地方公共団体コード 111111 個人番号 1000000000047003 個人区分 住基

氏名 後期 太郎 性別 男 生年月日 昭和08年03月31日

所得情報 (1 / 1 頁) 総合 分類 損失 複写

確認欄	入力欄	確認欄	入力欄
分離長期課税軽減所得額	0	分離長期軽減特別控除額	0
生物取引所得額	0	未公開株式譲渡所得額	0
上場株式譲渡所得額	0	山林所得額	0
条約適用利子等所得額	0	条約適用配当等所得額	0
損失 top			
繰越純損失額	0	繰越雑損失額	0
繰越株式損失額	0	繰越先物損失額	0
繰越居住用損失額	0	居住用損失額	0
複写元 top			
地方公共団体コード		個人番号	
氏名		個人区分	
		生年月日	

(広域内転居時) 複写機能

申告書 複写 確認

ページが表示されました

転入元市区町村の個人特定番号等を入力し、転入前の情報を呼び出して登録することが出来ます。

【所得入力】

(2)-1 「所得情報未登録者の申告情報登録」

【業務作業上のポイント】

■ポイント1

広域内転居者(被保険者)
の所得情報自動取込

資格異動処理(市区町村間転入・転出異動確認)後、
所得把握処理を行うことにより、被保険者本人の
所得情報はバッチ処理にて自動的に継承します。

■ポイント2

所得照会書の出力対象

所得情報が無い方については、広域内外問わず
所得照会書を出力します。広域内転居者は、
予め出力される名寄せリストにて広域内異動を
確認し、所得情報を複写しておく必要があります。

■ポイント3

広域内転居者
(被保険者以外)
の所得情報複写

転入元市区町村の個人番号等を入力し、転入前
の情報を呼び出し、複写機能により転入元
市区町村の所得情報を複写することができます。
他市区町村の所得情報を参照するため、
広域連合の権限にて実施可能です。

(2)-2 「転出時などの保険料清算」

【利用シーン】: 転出者が窓口に来庁し、未納額を清算する場合

<住民>

<市区町村>

<広域連合>

<標準システム>

転出するのですが…
負担区分証明書を
発行してください。

窓口受付

仮清算

保険料即時更正
を行なう場合

保険料
即時更正

<市区町村(徴収)システム>

清算額の入力

納付書発行

手渡し

納付書

納付書

広域外への
転出者のみ

負担区分
証明書等

負担区分
証明書の発行

手渡し

負担区分
証明書等

保険料更正
結果の送信

送付

保険料情報

(2)-2 「転出時などの保険料清算」

【業務作業上のポイント】

■ポイント1

転出予定日における
保険料清算額の確認

資格の異動処理が完了していなくても、転出
予定日を入力すれば、該当市区町村における
清算額（徴収額と納付済額）が確認出来ます。

■ポイント2

転出予定日の変更
(月跨り)による保険料
清算額への差額発生

清算額の確認結果から市区町村システムから
納付書を発行すれば仮の額での徴収が可能です。
実際の転出日が月を跨った場合、清算額に差額
が生じる可能性がありますので注意が必要です。

(2)-3 「保険料減免申請の窓口対応」

【利用シーン】:地震等の被害に遇った方が保険料減免を申請

<住民>

<市区町村>

<広域連合>

<標準システム>

保険料の納付が
困難なのですが...

窓口受付

減免申請登録

保険料
減免申請書減免決定
通知書減免却下
通知書減免の決定処理について、
市区町村の窓口受付の
際に行なう可能性があります。

減免審査

減免決定登録

発送

減免決定
通知書減免却下
通知書

保険料更正処理へ

(2)-3 「保険料減免申請の窓口対応」

【業務作業上のポイント】

■ポイント1

申請と決定の入力
タイミング

標準システムは、「申請の受付と決定を同時に行なう方法」と「申請の受付と決定を別の人が行なう方法」のどちらにも対応しています。運用や決定権限など広域連合との調整が必要です。

■ポイント2

申請画面に入力した
情報を申請書に印刷

申請画面に各種情報を入力し、申請書出力機能を使用すると申請書に必要な情報を印刷します。申請書に記載する項目を簡素化していますので、署名・捺印程度で申請ができます。

■ポイント3

減免決定者の保険料
更正時の取扱い

減免を受けている者は、保険料の自動更正の対象者(資格喪失や所得更正)となった場合、自動では更正されません。異動賦課処理実施時に出力される保険料減免対象者確認リストより、当該者の減免決定を取消し、保険料の即時更正を行ない、再度減免の登録が必要です。

(1) 市区町村における今後の主な業務イベント

No	業務イベント	作業概要
1	各種帳票の出力	収納集計表(日計・月計)の出力、及び、被保険者の資格状況(滞納・給付制限・資格証交付対象・徴収猶予対象など)の確認帳票の出力
2	連携情報の入力・訂正	徴収情報の登録、及び、連携した徴収情報(市区町村)の訂正 ※市区町村システムにて徴収管理機能を装備していない場合、連携情報登録(変更・削除含む)として利用可能
3	収納情報(期割・徴収・滞納など)に対する問合せ対応	連携した徴収情報(市区町村)を照会、及び、標準システム上の最新データを照会
4	盗難や災害等による徴収猶予の申請の受付	徴収猶予者の登録、決定
5	還付未済額の登録(広域への報告)	徴収(市区町村)にて還付対象者となっている者に対して還付していない額を広域に報告

代表的な業務イベント**No1と2**について、
事務の流れでご説明いたします



(2)-1 「収納集計表(月計)の出力」

【利用シーン】: 収納連携情報の相互確認

<住民>

<市区町村>

<広域連合>

<標準システム>



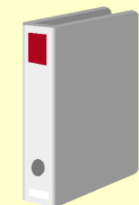
あ、今日は月初だ～
統計(月報)資料を
作成なくしては...

統計処理

 収納月計表
作成

 収納月計表
結果取出

収納月計表



集計結果を比較し、
転送漏れや入力漏れ
などが無いか確認する。

<市区町村(徴収)システム>

 収納月計表
作成

収納月計表

(サーバにて処理)

収納月計表

翌日、連携処理により
ファイルを転送します。

(2)-1 「収納集計表(月計)の出力」

【業務作業上のポイント】

■ポイント1

月計処理の実施
タイミング

月計処理は収納年月日で集計します。市区町村から集計時点で集計対象の収納日データが送信されていない場合は集計されません。収納データの送信時期の調整が必要です。

■ポイント2

月計処理結果(データ)の
ファイルの受信タイミング

広域連合(サーバ)にて処理を行っているため、処理結果は広域連合に出力され、連携処理にて翌日市区町村に送付されます。即日入手したい場合、連携処理の運用を見直します。

■ポイント3

収納情報の詳細確認

日々の集計は日計表を使い確認します。詳細データを確認したい場合、日計表出力時に出力される収納明細リスト(CSVファイル)にて確認します。

2.4

収納業務

(2)-2 「連携情報の入力・訂正」

【利用シーン】: 収納I/Fデータの軽微な修正

<住民>

<市区町村>

<広域連合>

<標準システム>

標準システムの収納と
市区町村システムの
収納の情報が合わない!?

収納月計表

<市区町村(徴収)システム>

収納月計表

収納情報確認

収納情報
登録内容入力

収納月計表
作成

収納月計表
結果取出

収納月計表

※連携により収納情報を登録しない
市区町村においては、収納情報
登録用として利用することが可能

(サーバにて処理)

収納月計表

(2)-2 「連携情報の入力・訂正」

【業務作業上のポイント】

■ポイント1

期割情報の入力単位

期割情報の入力単位は「相当年度」の単位で入力します。例えば「翌年度」になって保険料の更正があった場合、相当年度が「前年度」の期割情報を表示し追加します。

■ポイント2

収納、還付、給付充当データの取消処理

収入、還付、給付充当などの収納情報を取消する場合、収納額又は還付充当額にマイナスの値を入力します。データ自身の削除も可能です。(期割情報、滞納情報も同様です。)

■ポイント3

居所不明者の滞納情報の取扱い

居所不明者の滞納情報は居所不明に該当する期に対し、I/Fデータ、又は画面の滞納状態を「居所不明」にします。集計の際、収納率の計算において居所不明分を除き計算しています。

(1) 市区町村における今後の主な業務イベント

No	業務イベント	作業概要
1	被保険者からの支給申請に伴う窓口受付	各種申請に対する、申請の受付・支給情報を登録 (高額療養費、療養費、傷病手当、特別療養費、葬祭費など)
2	療養費や高額療養等の支給に伴う口座情報登録	申請情報に基づき、振込口座を登録
3	滞納時窓口相談	滞納者からの支給申請受付をする場合、納付相談や給付するものから充当承諾を得るように窓口相談等を実施
4	被保険者からの問合せなど給付状況の照会	給付案件に対する支給状況(給付受付・決定・支払済等)を照会
5	高額医療費の該当者確認	2008年3月分までの老人保健高額医療該当情報から高額療養費の支給に該当する状態の該当/非該当の訂正と確認
6	高額療養費の該当者確認	2008年4月以降の後期高齢者高額療養該当情報の支給に該当する状態のものの訂正と確認
7	高額療養費の貸付	高額療養費の貸付申請があった場合、請求額等を確認し、貸付申請の受付、支給情報を登録
8	給付実績の確認	国保連等から入手したレセプトデータを照会

代表的な業務イベント**No1と2**について、
事務の流れでご説明いたします



2.5

給付業務

(2)「支給申請に伴う窓口対応」

※被保険者1万人における一ヶ月の対象者件数を推測

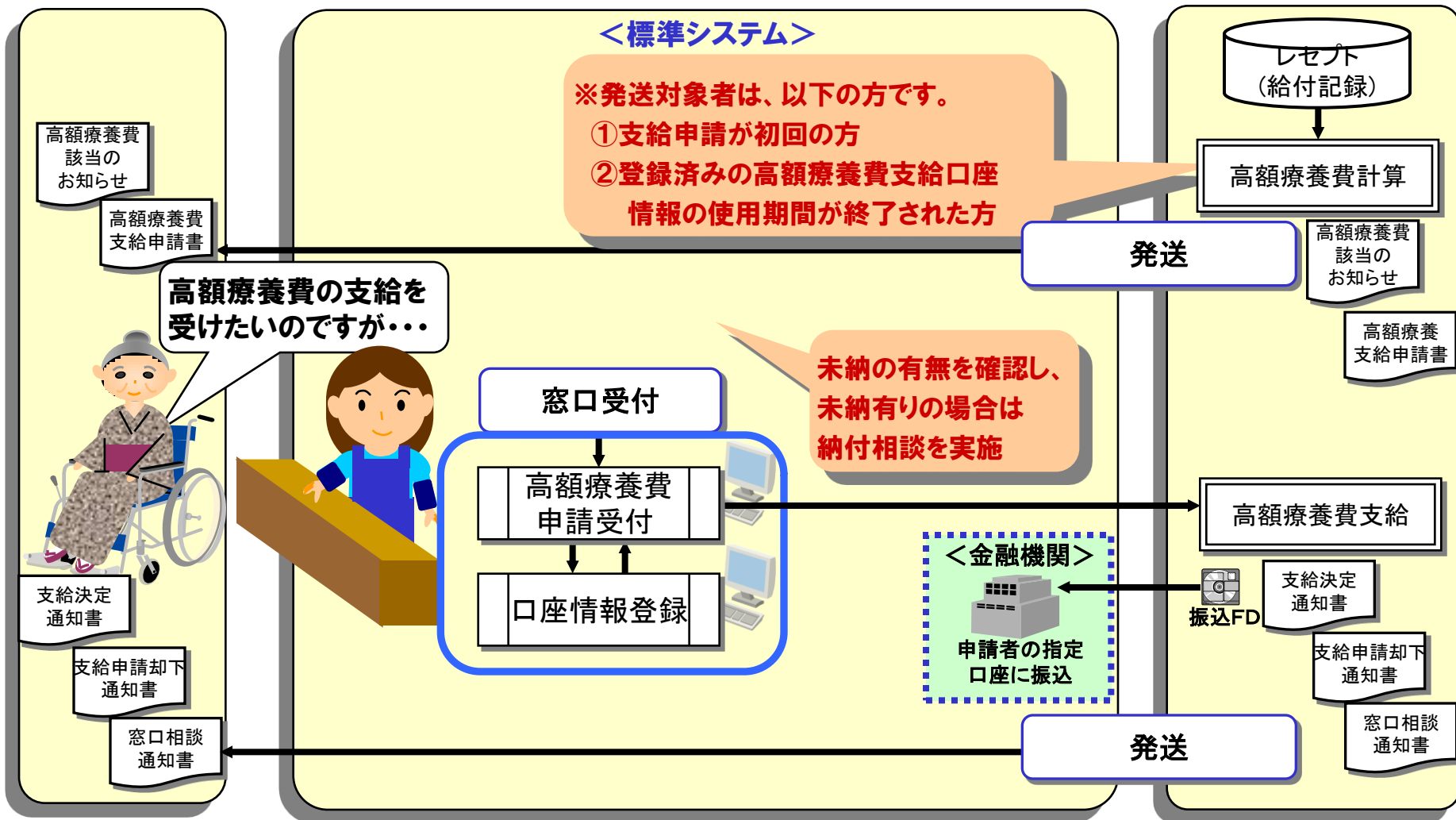
No	申請の種類	内容	想定件数(※)
1	高額療養費	・後期高齢者医療において医療機関で受診し、高額療養に該当した場合、支給の申請が必要です。 ※老人保健制度の高額医療支給申請を継続(申請済)して扱え、移行時の高額該当情報と口座情報が登録済の方は、支給申請せずに支給決定します。	受付件数は、約300件 到着レセプト:30,000件 高額該当 : 2,000件 現物給付 : 1,000件 申請済み : 700件 新規該当 : 300件 (未申請 200件) (新規該当 100件)
2	療養費	・被保険者証を持参せず受診した場合などに全額自己負担した場合などの保険者負担分の支給申請です。 ・柔整師・鍼灸師等の療養費支払いするものは、一括処理により取り込む事を前提としています。	受付件数は、約250件 一般診療: 50件(被保の0.5%) 装具等 :100件(被保の1%) 差額請求:100件(被保の1%) (食事,負担限度等)
3	傷病手当	・疾病により会社等を休んだ場合、被保険者と家族の生活保障のための手当です。	受付件数は、数件 後期高齢者の勤労者が少なく、申請は相当少ないと想定
4	特別療養費	・資格証交付者の10割負担レセプトの保険者負担分の支給申請です。 ・資格証の交付は、「納期限より1年経過し、未納がある方」となります。2008年度中の資格証の交付対象者は該当しません。	受付件数は、約25件 ①収納率: 95%(未納者5%) ②未納者:500人(被保の5%) ③資格証:100人(②の2割) ④医療受診者:50人(③の5割) ⑤申請者 :25人(④の5割)
5	葬祭費	・被保険者の葬祭費の支給申請です。 ・葬祭費は該当保険者内での人口動態死亡者数分の	受付件数は、約170件 寿命年齢:80歳 寿命年齢到達数:170人

(2) 「支給申請に伴う窓口対応」

【利用シーン】: 高額療養費申請の場合

<市区町村>

<広域連合>



(2) 「支給申請に伴う窓口対応」

【業務作業上のポイント】

■ポイント1

滞納チェックと納付相談
・給付充当承諾の実施

申請受付の際、給付サブメニューにて滞納者か否かを確認し、滞納者の場合は窓口にて納付相談や給付充当承諾について確認します。充当承諾が取れた場合、受付画面で充当額を入力すると支給決定で差額の支給通知を発行します。

■ポイント2

口座振込による支給

支給が決定された場合は申請の振込口座に入金します（振込前提）。口座情報の登録が無い場合は支給できません。旧郵便局は、銀行扱い(ゆうちょ銀行)で金融機関として扱います。

■ポイント3

口座情報の登録

システムには個人の口座情報を複数登録することが可能です。申請書の支給口座には登録済の口座情報から選択して指定します。申請の種類毎で異なる口座への支給が可能です。

3. 1 徴収業務

3. 2 収納業務

3. 1

徴収業務

(1) 徴収業務の主な作業

No	市区町村の作業	作業概要
1	徴収方法の決定、及び、期割処理	広域連合からの年額保険料額をもとに、年金受給情報と付け合せによる徴収方法の決定及び期割処理
2	保険料の徴収依頼と通知	年金保険者への特徴依頼など（特別徴収事務の1本化）
		月次捕捉者への特徴依頼など（特別徴収事務の1本化）
3		普通徴収の口座振替処理の受付、登録など
4		納入通知書等の帳票発行と被保険者への送付

徴収業務の保険料徴収依頼と通知における
注意点についてご説明いたします

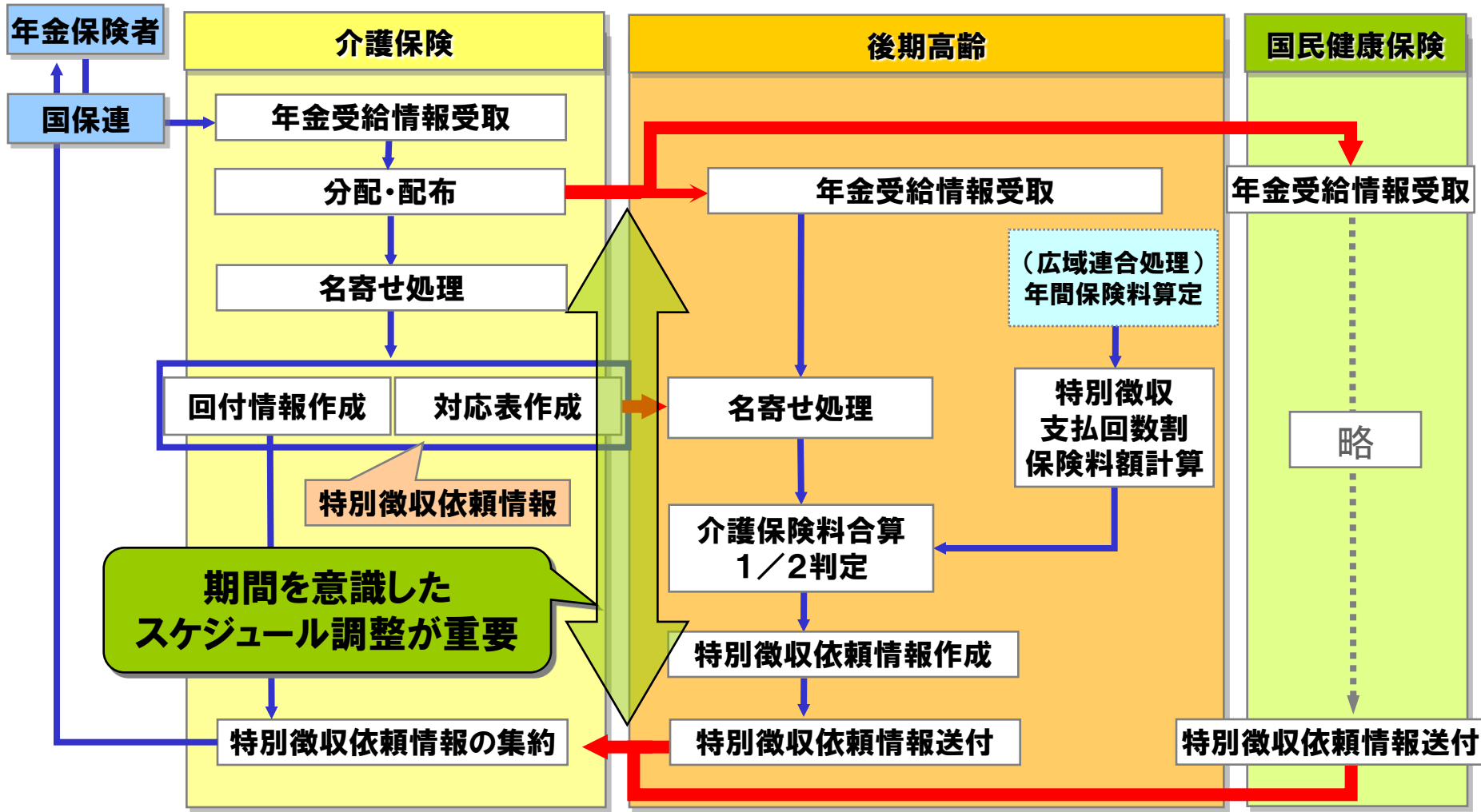


3. 1

徴収業務

(2)-1 特別徴収の1本化

介護、後期、国保の各担当課にて年金受給情報の受け渡し、及び特徴依頼情報の受け渡しのルールを決定しておく必要があります。 下図： → 部



3. 1

徴収業務

(2)-2 月次捕捉者の特別徴収開始のタイミングについて

転入などの月次捕捉者の特別徴収依頼は、以下の2つのケースから選択することができます。
市区町村の介護、国保、後期高齢の担当者にて方式の検討、及び運用の調整が必要です。

	特別徴収依頼の方法	メリット	デメリット
ケース1	半年分の月次捕捉を纏めて特徴依頼する 備考:特徴開始時期について 6・8・10月補足者(翌4月特徴開始)	年度内に普徴から特徴への切替がないため、住民にとって分かり易い。	年度内は普徴であるため、ケース2に比べて、徴収率が低下する可能性がある。
ケース2	月次捕捉毎に特徴依頼する 備考:特徴開始時期について 6月補足者(12月特徴開始) 8月補足者(翌2月特徴開始) 10月補足者(翌4月特徴開始)	ケース1よりも早くから特徴を行うことができるため、徴収率向上の期待ができる。	住民へは、一旦年度末分までの納付書を送付する。特徴対象者については、年度途中で普徴から特徴に切替えて徴収するため、住民が気付かず2重払いしてしまう可能性がある。

例えば、8月捕捉者(6/2~8/1資格取得者)の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌4月
ケース1	← 6・8・10月捕捉者 →												
					普徴	普徴	普徴	普徴	普徴	普徴	普徴	普徴	特徴
ケース2													
				← 8月捕捉者 →									
					普徴	普徴	普徴	普徴	普徴	普徴		特徴	特徴

3. 1

徴収業務

(2)-3 保険料軽減措置「被扶養者の負担凍結」

被用者保険の被扶養者については、当初予定されていた加入時から2年間の軽減措置に加えて、新たに2008年4月～9月末までの保険料凍結、及び2008年10月～3月末まで1割負担とする軽減措置が講じられることとなりました。

徴収パターン	2007年度		2008年度												2009	2010～
	 3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
被用者保険の 被扶養者	ポイント1		ポイント2													
			負担凍結（徴収無し）					保険料 9 割軽減					保険料 5 割軽減			

ポイント1

2008年4月時点の保険料凍結対象者に対して、2008年4月～9月末までの期間において、市区町村では広域連合からの対象者情報・保険料年額情報を基に、保険料の徴収を行わないようにする(例、暫定賦課の中止)必要があります。

ポイント2

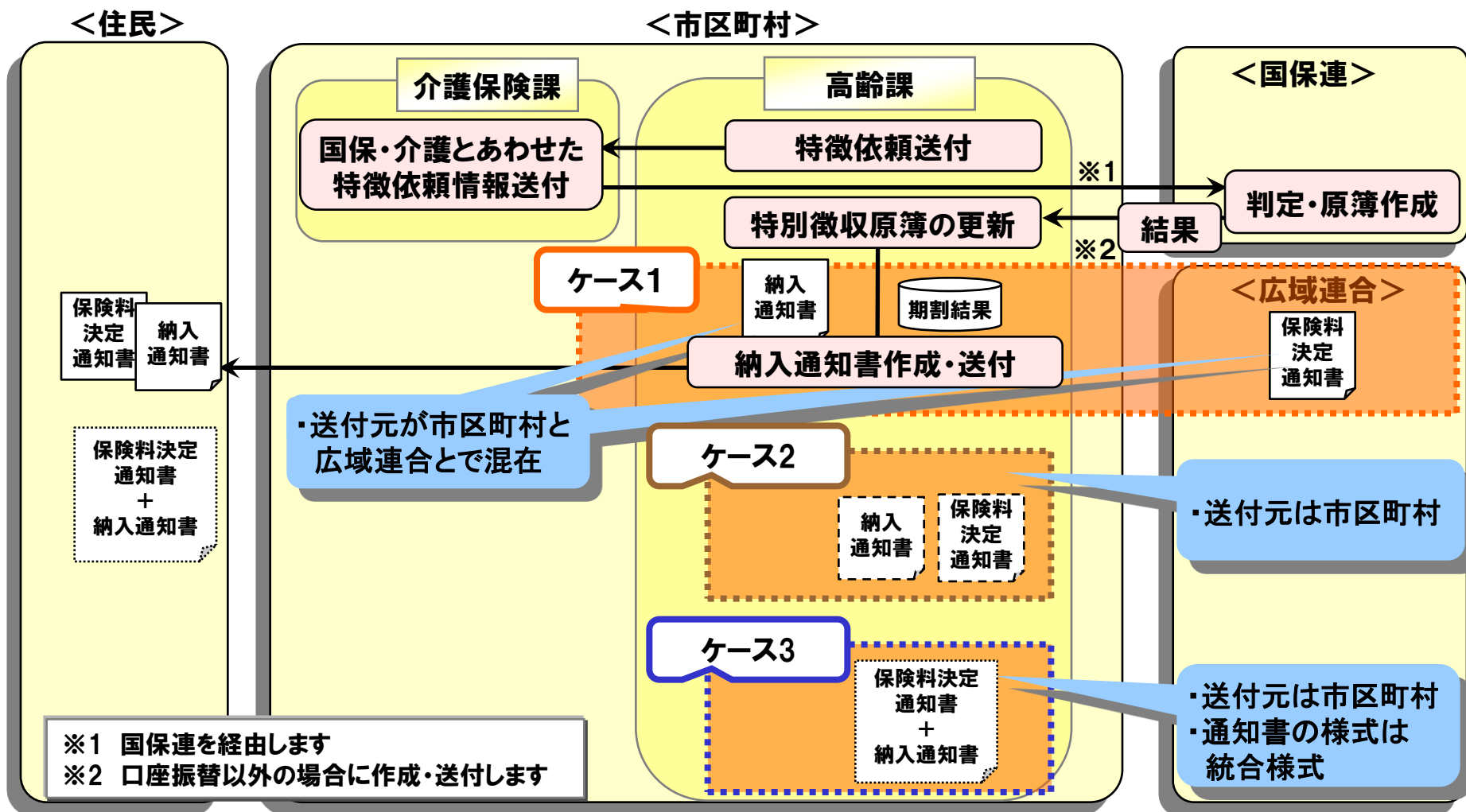
2008年10月～3月末までの保険料9割軽減については、広域連合での対象者判定に要する期間を踏まえて、市区町村にて徴収開始時期を調整するなどの対応方法を検討する必要があります。

3. 1

徴収業務

(2)-4 保険料決定通知書・納入通知書について

発行に関する運用や帳票レイアウト、発行者名、公印などを市区町村と広域連合間で調整し決定しておく必要があります。



(3) 「市区町村システムにおける徴収業務」

【業務作業上のポイント】

■ポイント1

特徴1本化に関する
運用ルールの明確化

介護、後期、国保の各担当課にて、年金受給情報の受け渡し、及び特徴依頼情報の受け渡しのルールを決定しておく必要があります。

■ポイント2

月次捕捉者の運用方式
の選択が必要

介護、後期、国保の各担当課にて、月次捉者の運用方式(捕捉毎 又は 纏めて)を選択し、事前に調整しておく必要があります。

■ポイント3

被用者保険の被扶養者の
保険料負担の軽減
措置に関する注意点

2008年4月～9月末まで保険料徴収の凍結と
2008年10月～3月末まで1割負担になったこと
を踏まえて、当初予定の徴収事務の見直しを
行うなど対応方法を検討する必要があります。

(1) 収納業務の主な作業

No	市区町村の作業	作業概要
1	金融機関との収納管理	口座振替依頼や納入結果などの管理
2	広域内転居に伴う保険料の還付業務	広域内転居に伴う市区町村別の保険料の算定により、 場合によっては転入前の市区町村にて還付業務が発生します

収納業務(No1と2)の注意点
についてご説明いたします



3. 2

収納業務

(2) 収納業務における注意点

ポイント3
広域内転居者に対する注意点

〇〇県

B市

A市

広域連合

電算処理システム



延滞金を含む

延滞金を含まない

収納データ

ポイント1
収納データと入金額の確認方法の調整
(延滞金の取扱いなど)

ポイント2
金融機関との調整

【収納】

収納情報管理

口座振替依頼/結果取込み

滞納者把握

滞納者情報

収納情報

保険料控除データ

特徴消込

口座振替依頼情報

納入結果

関係機関

国保連合会

年金保険者

金融機関

銀行

コンビニ

3.2

収納業務

(2) 収納業務における注意点

(例) 広域内の徴収権者の位置付けについて ～広域内転居者に対する注意点～

A市において4月～7月分支払った被保険者(①)が6月に広域内のB市へ引越した場合(②)、市区町村から転入出の情報を受け取った広域連合は、市区町村別保険料の算定を行い(③)、各市区町村へ送付します(④⑤)。算定後のA市の保険料(④)に比べて既に納付済の金額(①)が多い場合、転入前の市区町村にて還付が発生します(⑥)。

〇〇県

広域連合

年額賦課：¥12,000

③ 市区町村別保険料の算定

④ A市：¥3,000

⑤ B市：¥9,000

A市

①

納付済み：¥4,000
(4・5・6・7月分)



②

広域内転居

6月にB市へ
引越しました

B市

⑦

納付義務：¥9,000



⑥
A市から、差額の保険料 **¥1,000**
を還付する必要が発生

(3) 「市区町村システムにおける収納業務」

【業務作業上のポイント】

■ポイント1

収納データと入金額の
確認の運用調整

後期高齢では収納事務をまず市区町村で実施し、結果(収納データ・お金)を広域連合へ渡します。そのため、収納データと入金額のマッチングを行うための運用を決めておく必要があります。

■ポイント2

外部機関(金融機関等)
との事前調整

普通徴収の口座振替やコンビニ収納を実施する場合は、事前にデータ及び金額の受け渡しに関して調整しておく必要があります。

■ポイント3

広域内転居した被保険者
への還付事務

広域内転居した被保険者に対して、転入前の市区町村で還付事務が発生する場合があるため、事前に運用を決めておく必要があります。

4. 1 外字文字管理

4. 2 高額合算管理

4.1

外字文字管理

(1) 市区町村における今後の主な作業

No	作業		作業概要
1	同定済み文字	広域連合統一文字コードへの変換	市区町村システムで使用している文字コードから広域連合統一文字コードに変換して送付する必要があります。
2	未同定文字	広域連合への文字同定依頼及び同定結果の取込み	市区町村にて新たに外字が発生した場合は、2008年4月制度施行前の準備期間に実施した作業と同様、広域連合に文字同定の依頼をする必要があります。また、市区町村では広域連合からの同定結果の取込みが必要です。
3		即時で帳票発行が必要な場合	被保険者証など帳票の即時発行を行なう場合、印字する文字に未同定の外字文字が含まれる場合があります。この場合の運用について予め検討しておく必要があります。

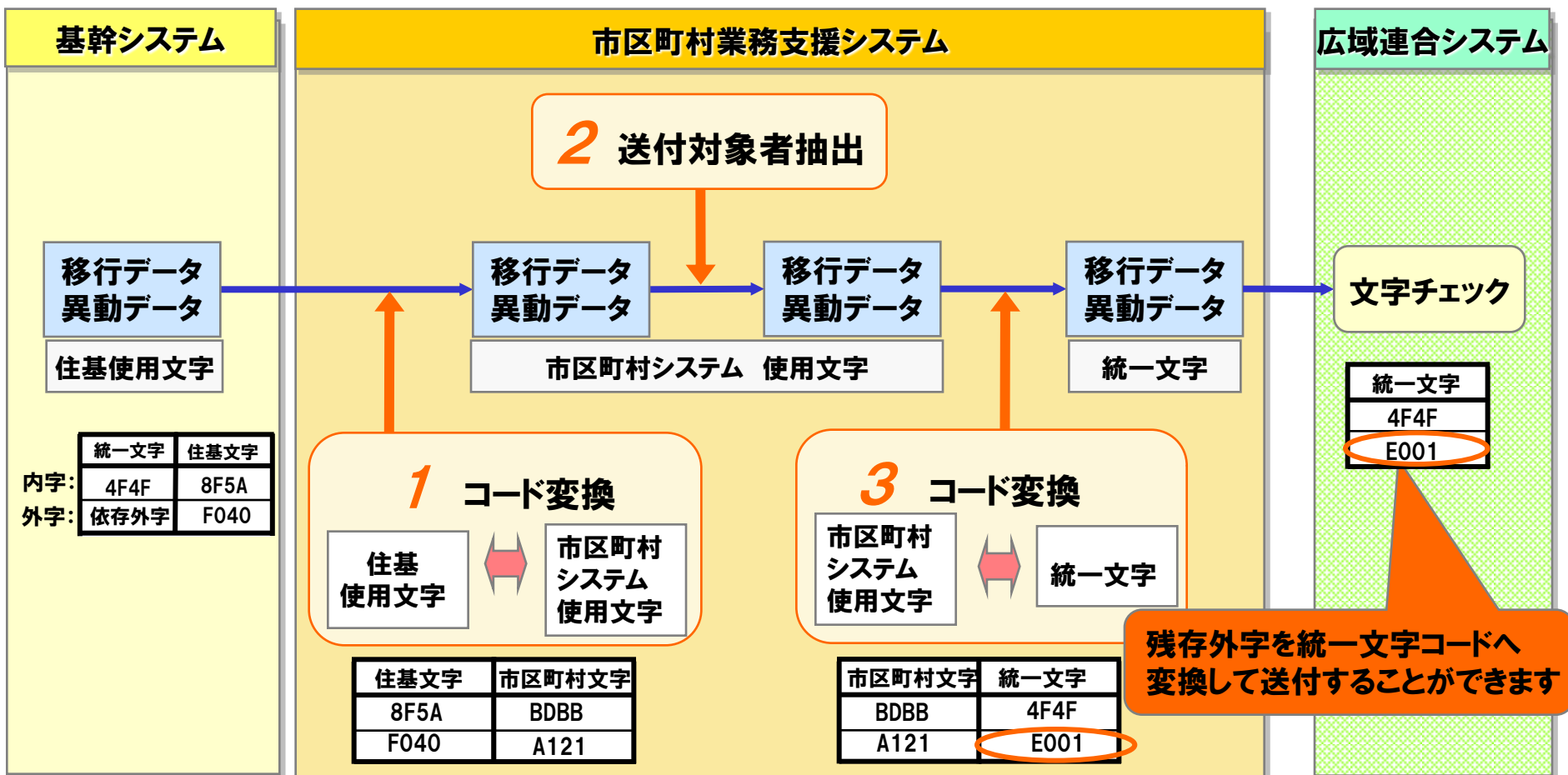
外字文字管理(No1から3)の注意点
についてご説明いたします



4.1 外字文字管理

(2)-1 「同定済み文字」の広域連合統一文字コードへの変換

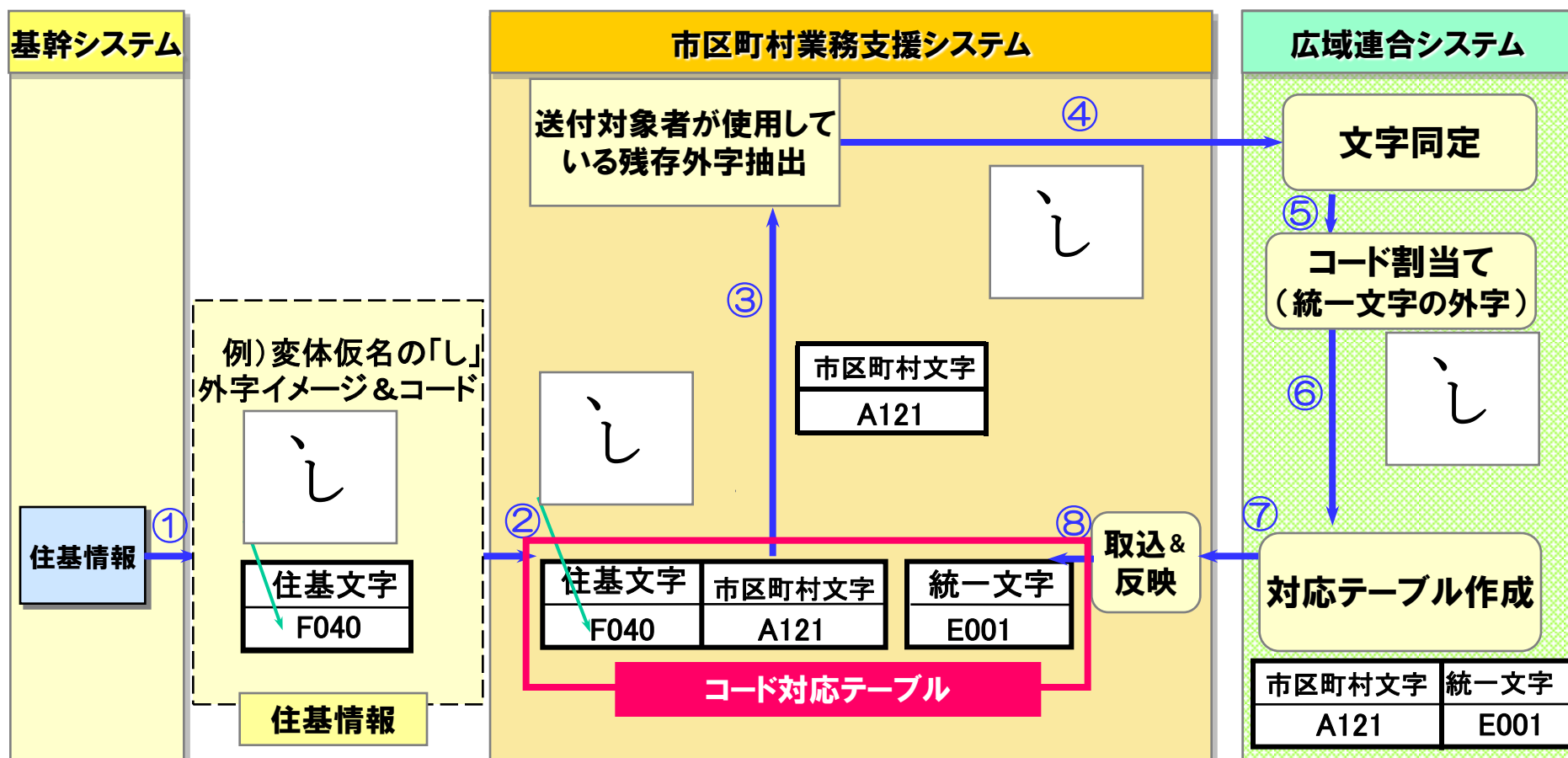
同定済みの場合、後期高齢市区町村システムで使用する文字コード（もしくは、住基C/S文字コード）と統一文字コードの対応テーブルが作成されていると思います。対応テーブルを用いて統一文字コードを変換して送付します。



4.1 外字文字管理

(2)-2 広域連合への「未同定文字」の文字同定依頼と同定結果の取込み

市区町村にて新たな外字が発生した場合は、制度施行前の文字同定の作業と同様に、市区町村システムでの外字文字コード(もしくは、住基C/Sの外字文字コード)とイメージファイルを広域連合へ送付し、広域連合で文字同定を行った結果を市区町村で取込み、対応テーブルを作成する必要があります。



4. 1

外字文字管理

(2)-3 標準システムにおいて「未同定文字」を含む帳票の即時発行を行う場合

<住民>

被保険者証がすぐほしい...



転入者

<市区町村>

ケース1 市区町村にて、広域連合の同定文字を検索できる場合

被保険者証
山田 しず
78歳

④被保険者証
発行



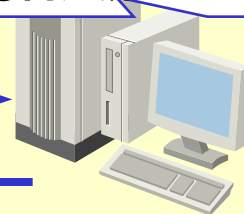
①同定されているか検索

し

③外字入手!

<広域連合>

②同定済み!



外字管理ソフト

ケース2 未同定の外字を手書きする場合

スペースで
出力

①被保険者
証発行

②手書き

し

被保険者証
山田 しず
78歳



4.1 外字文字管理

(3)「外字文字管理」

【業務作業上のポイント】

■ポイント1

外字同定の運用ルール
の調整

2008年4月の法施行後も転入などで新たに外字が発生する可能性があるため、広域連合と市区町村との間で外字同定の運用ルールを決めておく必要があります。

■ポイント2

未同定外字を含む
帳票の即時発行時の
運用調整

未同定外字を含む帳票の即時発行を行う場合には、広域連合と市区町村で外字の運用を事前に調整しておくことが重要です。

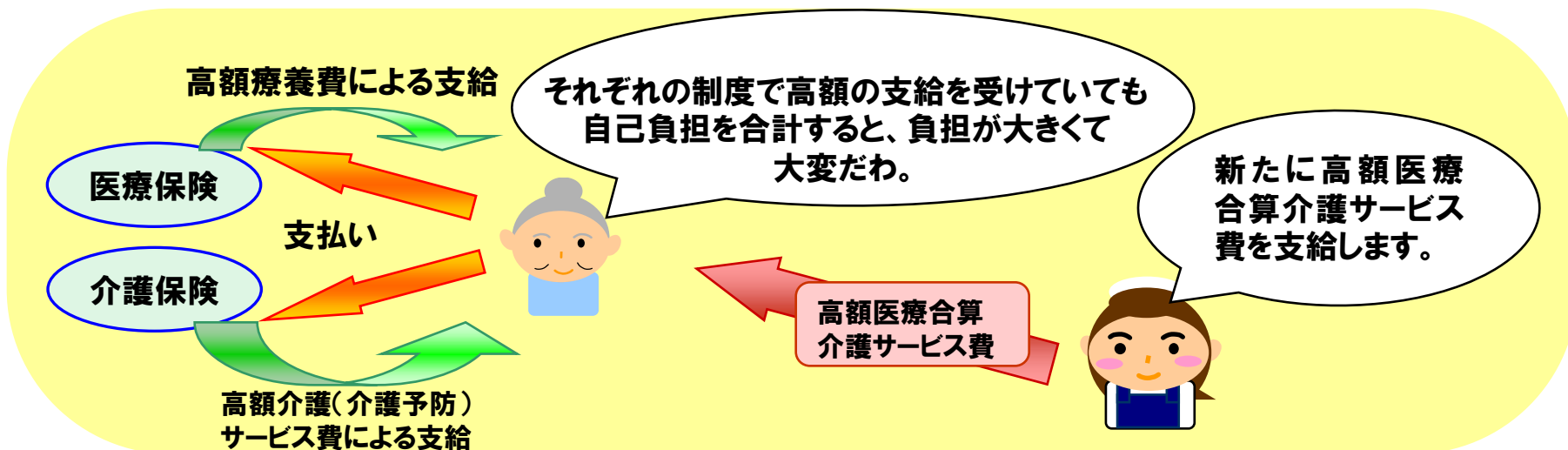
(1) 制度の概要

現在、各保険には提供するサービスを利用した自己負担額が一定金額を超過した場合、その一部を被保険者に支給する仕組みがあります。

医療保険・・・高額療養費

介護保険・・・高額介護(介護予防)サービス費

ただし、医療保険、介護保険の両給付を受けても、自己負担額が著しく高額となるような被保険者が救えないという問題がありました。



(2) 制度の目的

● 対象 : 医療及び介護の両制度共に自己負担額がある世帯

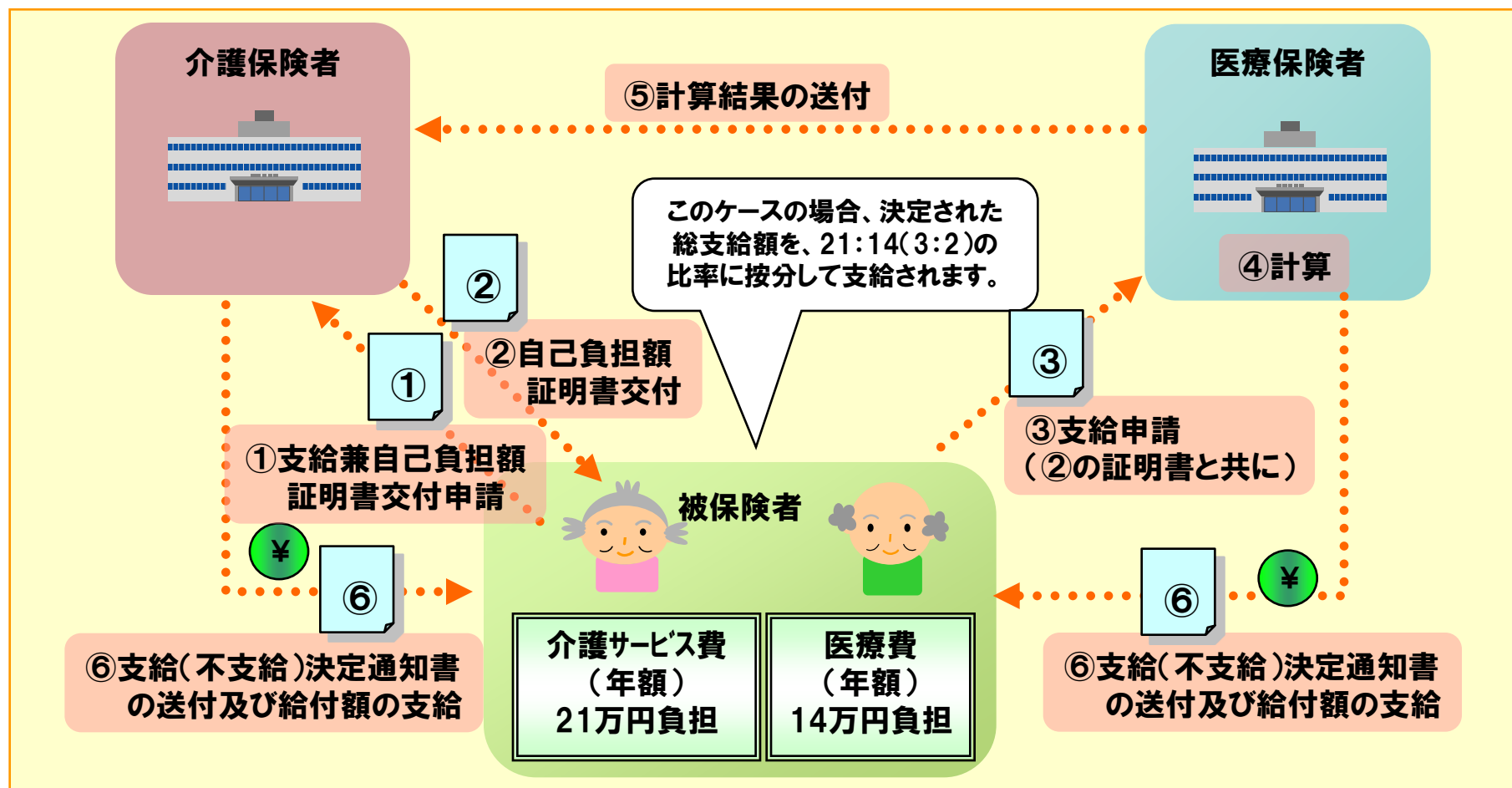
● 目的 : 家計の破綻を防止するとともに両給付の適切かつ効率的な提供を図る

4. 2

高額合算制度

(3) 支給業務のイメージ概要

2008年4月の制度改正により、医療保険及び介護保険の両制度に自己負担額がある世帯を対象に高額介護合算サービス費が支給されます。サービスのイメージは以下の通りになると考えられます。



4.2

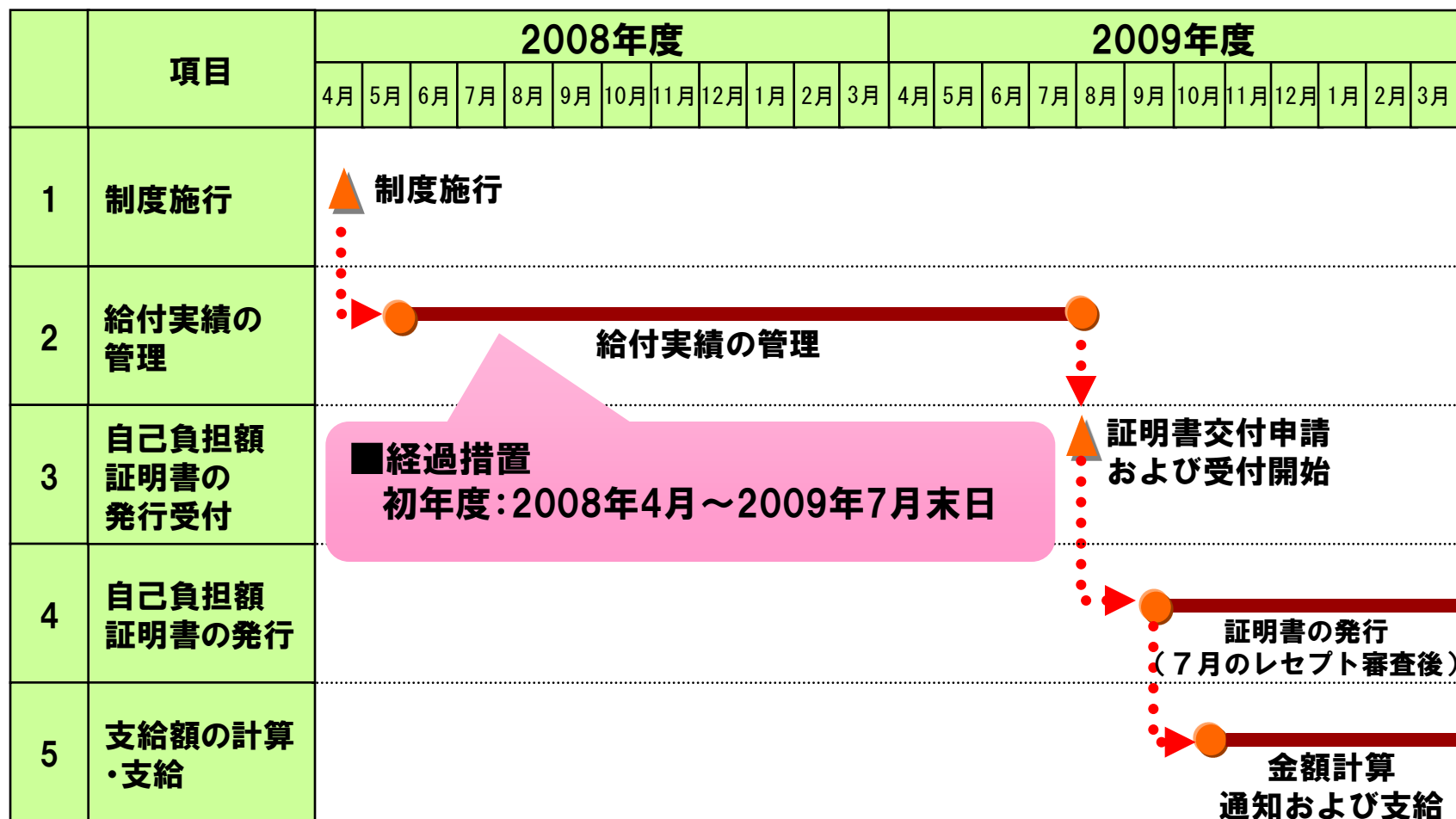
高額合算制度

(4) 制度の適用スケジュール概要

高額介護合算制度の適用スケジュールは、以下の通りになると考えられます。

支給対象期間は毎年8月1日～翌年7月末日までの12ヶ月です。

但し、経過措置として初年度のみ2008年4月～2009年7月末日までの期間となります。



uVALUE

次の社会をインスパイアする。それがuVALUE。

株式会社 日立製作所